

もばら



茂原市マスコットキャラクター  
モバリん

# 自治基本条例

だより

No. 12

自ら考え、自ら参加し、ともに作りあげていくという「共生」と「共創」のまちづくりを進める上で、市民、行政、議会などの「まちづくりの担い手」が共有する基本的なルールである「自治基本条例」について検討しています。

## まちづくり

## ルールができたなら、何が変わるの？ ～市民参加のまちづくりの三原則～

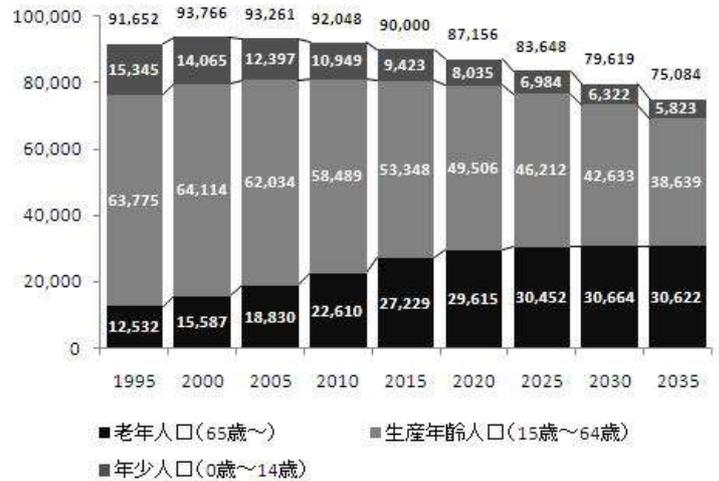
茂原市の人口は、2002年（平成14年）の約9万5,000人をピークに、減少へと転じました。

2035年（平成47年）には、2010年（平成22年）に比べて約2割減となる約7万5,000人まで減少すると見込まれています。

このうち、65歳以上が全体の4割を占めることとなります。

これは、単なる総人口の減少にとどまらず、15歳～64歳の働き盛りの人口（生産年齢人口）が減少することによる市税収入の大幅な減少や、自治会やPTAなどの地域活動の担い手の減少を意味しています。

その一方で、公共施設の建て替えや耐震化、生活道路の整備など、まちづくりの課題は山積みになっているのが実情です。



### 知恵と工夫で議論しながら、みんなでまちづくり！

まちづくりの課題を、市民参加のもと、市民・議会・行政の三者が同じ目線に立ち、いっしょになって知恵と工夫で議論しながら、みんなでまちづくりをしていく必要が生じています。

自分たちのまちは自分たちで作りあげる・・・「住民自治」の確立です。茂原市自治基本条例を考える市民の会では、市民が主体となってまちづくりを推進するための基本原則が次の三点であると考えました。それは、

市民参加の原則

協働の原則

情報共有の原則

です。

※裏面もご覧ください